

議案第 86 号

杉並区立高齢者活動支援センター及びゆうゆう館条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

令和 2 年 9 月 9 日

提出者 杉並区長 田 中 良

杉並区立高齢者活動支援センター及びゆうゆう館条例の一部を改正する条例
杉並区立高齢者活動支援センター及びゆうゆう館条例（昭和 57 年杉並区条例第
38 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 ゆうゆう館の部杉並区立ゆうゆう西田館の項中「杉並区荻窪一丁目 57
番 4 号」を「杉並区荻窪一丁目 56 番 3 号」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次項及び附則第 4 項の
規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の杉並区立高齢者活動支援センター及びゆうゆう館条例
別表第 1 に規定する杉並区立ゆうゆう西田館の使用の承認その他のこの条例の施
行の日（以下「施行日」という。）以後の使用に関し必要な行為は、施行日前に
おいても行うことができる。
- 3 杉並区行政財産使用料条例（昭和 50 年杉並区条例第 44 号）の一部を次のよ
うに改正する。

別表第 2（8）杉並区立ゆうゆう西田館の項を次のように改める。

杉並区立 ゆうゆう 西田館	集会室	洋室 1	39.7	1,200 円	800 円	800 円	300 円
	集会室	洋室 2	26.1	800 円	500 円	500 円	200 円

- 4 前項の規定による改正後の杉並区行政財産使用料条例別表第 2（8）杉並区立
ゆうゆう西田館の項に規定する集会室の使用の許可その他の施行日以後の使用に
関し必要な行為は、施行日前においても行うことができる。

（提案理由）

ゆうゆう西田館の位置を変更する等の必要がある。